

株式会社プランニング三誠 行動計画（第1回）

従業員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

ノー残業デー 有給休暇取得 行動計画

1. 計画期間 平成28年 9月 12日～平成31年 9月 11日までの 3年間

2. 内容

目標1：平成29年 1月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを月に4日設定、実施する。

<対策>

- 平成28年 9月～ 残業時間の現状を把握
- 平成28年11月～ 社内会議で業務の効率化を検討
- 平成29年 1月～ ノー残業デーの実施
管理職会議で実施内容の成果・変更点等の確認及び社内回覧による社員への周知（毎月）

目標2：平成29年 1月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 7日以上とし、有給休暇取得予定表の提出開始。

<対策>

- 平成28年 9月～ 有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成28年11月～ 社内会議で検討開始、実施に向けた内容の周知
- 平成29年 1月～ 従業員へ有給休暇取得に向けて年間取得予定表の提出を勧める
- 平成29年 2月～ 有給休暇取得予定表の各自提出開始、取得状況の確認

株式会社プランニング三誠 行動計画（第1回）

従業員が仕事と子育て（家庭）を両立させ、またその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

短時間勤務制度 （フレックスタイム制度） 「子ども参観日」 行動計画

1. 計画期間 平成28年 11月 12日～平成31年 11月 11日までの 3年間

2. 内容

目標1：平成29年 1月までに、中学校就学までの子を持つ従業員の短時間勤務制度の周知・活用と、育児・介護におけるフレックスタイム制度の導入

<対策>

- 平成28年11月～ 社内会議で短時間勤務（フレックスタイム制度）について周知
- 平成28年12月～ 対象労働者へ再度短時間勤務（フレックスタイム）制度活用について説明
- 平成29年 1月～ 制度導入
社内会議で実施内容の成果・変更点等の確認及び社内回覧による社員への周知（3か月毎）

目標2：平成29年5月までに、子供が保護者である従業員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を実施。その後懇親会を行い、子供が保護者の仕事に理解・興味・安心感を持ってもらう目的。

<対策>

- 平成29年 1月～ 社内会議で「子ども参観日」について意見交換
- 平成29年 3月～ 管理職会議で具体的に検討開始、実施に向けた内容の周知
- 平成29年 5月～ 参観日の実施。
社内会議で実施内容の変更点等確認。次回実施日の検討。